# Ⅱ 第3期川崎市子どもの権利委員会の活動

## 活動経過

4ページの検証イメージにあるように、2007(平成19)年9月に第3期子どもの権利委員会の発足にあたり、川崎市長から「川崎市における子どもの相談・救済について」の諮問を受けた。

同年10月~12月に実態・意識調査の質問項目の選定作業、翌年2月にアンケート調査、 2008年3月~6月にアンケート調査の補完としてヒアリング調査を行い、実態・意識調 査報告書を作成し、2008年10月に公表した。

2008年9月から権利委員会は、子どもに関する施策の実態を把握するために、条例第39条に基づき、行政に対し施策について評価事項の提示を行った。行政では、施策(事業)調査・自己評価実施計画を作成し、翌年1月に子ども施策所管課へ調査を行い、事業所管課から自己評価報告書が提出され(事業調査報告)、公表し市民意見を募った。

権利委員会は、実態・意識調査報告と事業調査報告を基に2009年4月から6月まで職員・市民・子どもとの対話を行った。

これら約2年間に渡る検証作業を基に、答申を作成し、2010(平成22)年2月に市長に答申した。

2010年4月から、第3次行動計画への意見を審議し、8月からは本書の作成を行った。

1 「川崎市における子どもの相談及び救済について」諮問〔2007(平成19)年10月〕 市長は、川崎市子どもの権利に関する条例第38条第2項に基づき、「川崎市における子どもの相談及び救済について」諮問した。

この諮問事項とした理由として、条例で規定している基本的な事項であること、子ど もの安心を保障するための施策として緊急かつ重要な課題であることを挙げている。

2 「川崎市子どもの権利に関する実態・意識調査」〔2007(平成19)年10月~翌9月〕 詳細は「川崎市子どもの権利に関する実態・意識調査報告書」(2008(平成20)年10月、 川崎市子どもの権利委員会)を参照のこと。

### (1)アンケート調査

#### 対象者

- ・子ども調査・・・・・・4,500人(11歳から17歳)
- ・おとな一般調査・・・・1,500人(18歳以上)
- ・施設等の職員調査・・・・ 982人(学校など市立施設職員)

対象者数 6,982人

回収率 42.8%(2,987票)

調査方法 郵送調査

調査期間 2008(平成20)年3月

### <調査結果>

アンケート調査は、子どもの思いや生活を知るために楽しいこと、疲れること、安 心する場所や相談する人、つらいことをされたときの対処法、相談先等の質問を行い、 具体的な相談機関、理想の相談機関のことを訊いた。

その結果、何でも話せる人は「友だち」と「親」であり、安心していられる場所として「何でも話せる人」の存在が大きいことが分かった。また、おとなは、学校に対して子どもより否定的なイメージを持ち、職員は逆に肯定的なイメージを持っているように思われた。疲れること・不安に思うことや、大切だと思う権利について、おとなや職員が考えている子どもの実態や意識とは必ずしも一致しないことが分かり、子どもの思いや意見を丁寧に向き合って受け止める必要があることが分かった。

そして、子どもの認知度が高いしくみは「スクールカウンセラーまたは心のかけは し相談員」や「かわさきチャイルドライン」であり、相談機関に望むことで多かった 回答は「どんな話でも聞いて受けとめてくれること」「秘密が守られるところ」であっ た。

### <自己肯定感からみた子どもの特徴と相談・救済活動>

この報告書での自己肯定感は、4つの質問により「自分は誰かのために役に立ちたい」「社会のために役立つことがしたい」という他者に向けられた肯定感と、「自分のことが好き」「自分は周りの人から大切にされている」といった自己に向けられた肯定感の2つの方向から見ることが可能になった。これら4つの質問を得点化して分類することにより、自己肯定感の高い子どもと低い子どもの特徴を見ることができた。

自己肯定感から相談機関を見た場合、自己肯定感の低い子どもに向いているのは、解決に向けて代弁者機能や調整機能を持った「人権オンブズパーソン」と考えられる。しかしながら、自己肯定感の低い子どもは、「人権オンブズパーソンの内容を良く知らず」、「不安感がやや高く」、「相談することを知られたくない」と思い、何より「相談しても良くならない」という意識を持っている。自己肯定感の低い子どもは相対的に相談・救済機関に対しネガティブな印象をもっている。

#### <自由記述>

子どもの自由記述では、「あなたが、家や学校、住んでいる地域などで安心して自分らしく生き生きと暮らすためにはどのようなことが必要だと思いますか。自由に書いてください。」と質問したところ、1,847人の回答中1,141人から1,248の回答を得た。回答は、「子どもの権利」に関するもの278件(22%)やおとなへの提言147件(12%)が多く、特徴的な記述として相談・救済へ望むこと73件(6%)や相談機関のPRなどがあった。

おとなの自由記述は、332件の回答があり、「子どもとのかかわりについて」の151件(34%)が最も多く、相談・救済については32件(7%)の書き込みがあった。

職員については、221人の書き込みがあり、「おとなの意識改革」72件(27%) をはじめ全般的に意見があった。「相談・救済」に関しては32件(7%)であった。

### (2)ヒアリング等調査

「川崎市における子どもの相談及び救済について」の検証を行うにあたり、「川崎市における子どもの実態・意識調査」を実施したが、個別の支援を必要とする子どもについてはアンケートでは充分に把握できないことから、これらの子どもに対して直接聴き取り(ヒアリング)を行うことにより、特別なニーズや安心してSOSを出せているか等子どもの実態や意識を把握した。

児童養護施設等に入所している子どものヒアリング調査

施設での生活や相談に関する質問を中心にシートを作成し、個別に聴き取りを行った。

また、ヒアリングに際しては個別面談の前にゲームを行うなど、お互いの緊張をほぐすよう努めた。

実施期間:2008年6~7月/3回

実施場所:市内3施設(児童養護施設2、一時保護所1)

実施対象: 17人 (11~17歳 /男11人、女6人)

調査方法:個別面談で実施。1人20~30分の聴き取り

質問項目:8項目の質問シートを作成し、個別のヒアリングを実施した。

「楽しいこと」「安心できるとき・場所」「困っていること」「困ったとき

の対処」他

多様な文化的背景をもつ子どものヒアリング調査

地域で多文化共生の活動をしている団体の協力を得て、外国にルーツを持ち日本で 生まれ育った子ども、外国で生まれ育って最近日本に来た子どもを対象に聴き取りを した。

調査は普段の生活や困っていることを中心に、通訳等を配慮しながら行った。

実施期間:2008年6~7月/3回

実施場所:市内生涯学習施設

実施対象:7人

(男2人、女5人=中学生4人、高校生3人/韓国・朝鮮3人、フィリピン4人)

調査方法:子どもの状況により複数面談または個別面談で実施。

(1人20~50分の聴き取り、通訳を介した聴き取りは3人)

質問項目:大きく4項目の質問シートを作成し、個別のヒアリングを実施した。

「楽しいこと、安心できること」「困っていること、心配なこと、相談する人(方法等)「母語(または母国語)、母文化のこと」「自分のこと、家族のこと」

### <調査結果>

児童養護施設等に入所している子ども

・楽しいこと : 友達との関係をあげる子どもがいる一方、独りと答える子どもいた。

・安心できるとき場所:寝ているときという子どもが最も多い。

・困っていること : 施設内での上級生、その対処法は施設の職員に秘密で相談す

るという答えが多かった。

・相談場所について : 秘密を守ることが重要で、知らない人には相談したくない傾

向があった。

\*職員の一人ひとりに寄り添った態度に安心をおぼえる一方、ひとりで居る時間・場所が必要であること。また、子どもたちの相談相手になるためには、信頼関係が必要なこともうかがえた。

多様な文化的背景をもつ子ども

・ニューカマーの子ども:日本語が難しく、大変という答えが多かった。

・相談相手: 日本語の先生との答えが多かった。

・文化的背景について : 名前を漢字でなくカタカナで書かれることに傷ついている

子どももいた。

- ・全体的に言葉の壁は大きく、そのために進学できないケースが見受けられた。
- \* 地域の中で多様な文化的背景を持つ子どもたちが、安心して将来像を描ける環境を作る一環として、日本の子どもとコミュニケーションが図れるよう支援することや授業内容を理解できる学習言語の習得などが必要である。
- 3 施策評価事項についての提示、評価報告及び市民意見
- (1)施策評価事項の提示、事業調査報告 [2008(平成20)年10月~2009(平成21)年3月]
  - <子どもの相談及び救済に関する施策(事業)の評価および対話に関する実施要領>
- 1 目的

川崎市子どもの権利委員会(以下「権利委員会」という。)が、川崎市における「子どもの相談及び救済」に関する施策(事業)を検証するにあたり、権利委員会が示した評価指標に基づき所管局が施策(事業)の自己評価を行い、さらに、その結果をもとに権利委員会が行政・市民・子どもと対話を行うことにより、本市における相談・救済に関する施策(事業)の実態・成果・課題等を把握し、もって答申(検証結果の報告)を行うための基礎資料とする。

2 自己評価の対象

子どもからのSOSを直接受け止め、子どもの相談及び救済に関わる施策(事業)

「人権オンブズパーソン」事業(市民オンブズマン事務局)

「児童・青少年電話相談」事業(こども本部こども家庭センター中央児童相談所)

「児童虐待防止センター」事業(こども本部こども家庭センター中央児童相談所)

「教育相談」事業 (教育委員会事務局総合教育センター)

「スクールカウンセラー」事業(教育委員会事務局総合教育センター)

「インターネット問題相談窓口」事業(教育委員会事務局総務部)

「こども相談窓口」事業 (区役所こども支援室)

3 評価及び対話の方法

所管部署は、別添の「施策(事業)評価票」を作成する。

市長は、「施策(事業)評価結果報告書」を作成し、その内容を市民に公表する。

権利委員会は、「施策(事業)評価結果報告書」を踏まえて、行政、市民、子どもとの対話を行う。市民及び子どもとの対話においては、市民や子どもが意見を出しやすいよう、内容や方法について配慮する。

4 調査または対話

子どもの相談・救済においては、親等からの相談及び子どもの活動場所や居場所における 子どもとの日常の関わりも重要であることから、次の事業に対しては、必要に応じて調査ま たは所管部署との対話を行う。

(親等を対象とした相談事業) 子育て相談、女性総合相談等

(子どもの活動場所や居場所に関する事業)こども文化センター、子ども夢パーク、

学校、保育園等

- 5 施策(事業)自己評価の実施期間:2009(平成21)年1~3月
- 6 施策(事業)評価票: 次ページ参照
- 7 施策(事業)評価結果報告書を踏まえた対話の実施時期:2009(平成21)年5~6月

# <子どもの相談・救済に関する事業調査・評価票>

1 事業内容

<事業概要>

	_	- x m x ·	
2	=	子どもおよび子どもに関わるおとな(保護者・市民・職員等)への広報・啓発について	
(	1	1)子どもを対象とした広報について	
ア	)	子どもを対象とした広報はどのような媒体で実施していますか。実施しているものに	をつ
		けてください。	
(		)相談カード、( )子ども向けパンフレットまたはチラシ、( )子ども向けホームへ	ページ
(		)ポスター、( ) その他 ( )	
1	)	) 子ども向け相談カード、パンフレット等はどのように子どもに配付していますか。実	施して
		いるものに をつけてください。また、( )内の該当する箇所に をつけてください	0
(		)学校(市立のみ・市立学校以外の学校を含む)を通して、全児童生徒に配付している	5.
(		)学校(市立のみ・市立学校以外の学校を含む)を通して、一部の学年に配付している	3.
(		) 学校で子どもに配付するときに、先生から直接子どもに説明していただくようお願	いして
		いる。	
(		)学校で子どもに配付するときに、保護者あての説明チラシを一緒に配付していただり	いてい
		る。	
(		)上記の機関以外の協力を得て、子どもに届くよう配付している。	
		協力機関等:市PTA、幼稚園協会、その他(	
(		) その他 (	
ウ	)	対象となる子どもの年齢に応じて広報内容を工夫していますか いる いない	
		いる場合は対象年齢とその工夫( )	
エ	)	) 広報の内容は、相談対応の方法や仕組みについて具体的に記述していますか はい ぃ	いえ
オ	)	日本語以外の言語でのパンフレット・チラシはありますか ある ない	
		ある場合は言語の種類( )	
カ	)	障がいのある子どもへの広報は実施していますか いる いない	
		いる場合は実施の内容()	
(	2	2)おとな向けの広報・啓発について	
ア	)	おとな向けの広報・啓発はどのように実施していますか。実施しているものに をつ	けてく
		ださい。	
(		)パンフレットまたはチラシを作成し職員、保護者、一般のおとなに配布している。	
(		)ホームページを作成し広報している。	
(		)関係職員を対象に研修を行っている。(年 回:平成 19 年度実績)	
(		)研修会・学習会へ講師の派遣を行っている。	
(		) その他 (	)
1	)	日本語以外の言語でのパンフレット・チラシはありますか ある ない	
		ある場合は言語の種類(	)
ウ	)	障がいのある人への広報は実施していますか いる いない	
		いる場合は実施の内容(	)
		現状を踏まえて、広報・啓発に関する成果(効果) 課題について御記入ください。	
<	成	<b>以果&gt;</b>	

# <課題>

# 3 子どもへの対応(子どもの安心度・信頼度)について

3 十ともへの対応(十ともの女心及・信頼及力ご)いて	
<現状>	
ア)相談へのアクセスについて、実施しているもの	に をつけてください。
( )フリーダイヤル、( )留守番電話、( )メ-	-ル、( )ホームページ上で記入できる工夫、
( )その他(	)
イ)相談を受ける時間帯及び体制(相談を受ける職	員数)を記入してください。
平日(月~金):	(人)
土曜日:	(人)
日曜日・祝祭日:	(人)
ウ)多言語で対応できる環境(通訳等の利用)はあ	りますか ある ない
ある場合は言語の種類・内容 (	)
エ)障がいのある人が利用できる環境や配慮事項は	ありますか ある ない
ある場合は実施の内容 (	)
オ)子どもに対して、秘密保持を約束するときに、	どのように対応していますか
( )相談内容についての秘密を守ることを必ず伝	える
()「秘密を守る」ことに加えて、相談内容がどの	Oように扱われるか (または扱われないか)に
ついて説明する。	
( )その他(	)
カ)相談者(子ども)への対応について、実施して	いることに をつけてください。
( )子どもの思いを受け止め、話をじっくり聴く	
( )子どもの意見を尊重しながら、問題点を整理	し、解決策についてともに考える
( )困ったときは、また連絡して欲しいと必ず伝	える
( )その他子どもを解決の主体として、子どもの	意見を尊重するためにどんな工夫をしていま
すか (	)
キ)面談で相談を行う場合、実施しているものに	をつけてください。
( )話し声がもれにくい独立した専用の相談場所	で行う
( )リラックスできる雰囲気づくりを行っている	(具体例: )
( )子どもが希望する場所(来やすいところ等)	で会うこともしている(具体例: )
( )その他(	)
ク)相談の中止や不実施(受付しない)の理由の主	なものを記入してください。
(多い順に3つまで、平成 19 年度実績で)	
中止の理由の例・・市外在住であった・引	越しした・年齢要件・裁判になった など
	(中止・不実施のうちの約 %)
	(中止・不実施のうちの約 %)
	(中止・不実施のうちの約 %)
その他の理由 (	)
ケ)子どもへの対応で困っていることはありますか	ある ない
〔具体的な内容:	]
コ)子どもの救済に関する対応について	
・対応マニュアルがありますか。	ある ・ ない

・ケース会議を開きますか。 開く ・ 開かない							
・保護者からの相談に対して、子どもの意向を確認して対応していますか。							
している ・ していない							
現状を踏まえて、子どもへの対応に関する成果(効果) 課題について御記入ください。	<b>,</b>						
<成果>							
<課題>							
4 職員の専門性・スキルアップ、支援体制・スーパーバイズ、事例検証について							
<現状>							
ア)相談を受ける職員の資格要件、選任・選考基準 ある ない							
ある場合の基準等 (	)						
ない場合の理由 (	)						
イ)相談を受ける職員の資質を向上するための研修 ある ない							
ある場合の内容(	)						
ウ)相談を受ける職員に対する支援体制について、あるものに をつけてください。							
( )上司や他の職員と直ぐに相談できる体制がある							
( ) スーパーバイザーがいる							
( )定例のケース会議がある							
( ) 緊急にケース会議を開くことができる							
( )職員の精神的ケアをする工夫をしている(具体例:	)						
	)						
エ)ケース会議、連絡会議で守秘義務を徹底するために特別に行っていることがありますか。							
あるないある場合の具体的方法( )  ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・							
オ)うまくいかなかった事例、うまくいった事例などを共有し、対策を検討していますか。 はい いいえ はいの場合の具体的方法( )							
現状を踏まえて、職員の専門性・スキルアップ、支援体制・スーパーバイズ、事例検証	ノ に関す						
る成果(効果)、課題について御記入ください。	C  天] ソ						
<成果>							
<課題>							
5 他の機関との連携について							
ア)主催している連携会議がありますか ある ない							
ある場合は下記の表に記入してください。(書ききれない場合は別紙に記入してください	)						
名称							
目的							
構成							
開催回数							
守秘義務の							
確認方法   ある · ない   ある · ない   ある · なに	1						
+ 3 IR A 6 475 /	)						
書ききれない場合は、行を増やして記入してください。							
ウ) 行政機関以外との定例的な連携はありますか ある ない							

ある場合連携しているところに をつけてください	
( )人権擁護委員、( )民生委員・児童委員、( )社会福祉協議会、( )チャイルド	ライン、
( ) C A P、( )シェルター、その他 (	)
エ)行政機関以外との相談ケースごとの連携をおこなっていますか いる いない	l
いる場合連携しているところに をつけてください	
( )人権擁護委員、( )民生委員・児童委員、( )社会福祉協議会、( )チャイルド	ライン、
( ) C A P、( )シェルター、その他 (	)
オ)ウ)エ)の場合における守秘義務の確認をどのようにおこなっていますか	
( )行政機関の職員以外からは守秘義務遵守の誓約書を提出してもらっている。	
( )その他( )	
カ)ウ)エ)の場合における情報共有と情報保護について配慮している主なことは何です	·か。
(	)
キ)人権オンブズパーソンを紹介した事例はありますか ある ない	
ある場合の主な事例 (	)
件数 把握していない 把握している(H17 件、H18 件、H19	件)
ク)児童相談所へ連絡した事例はありますか ある ない	
ある場合の主な事例 (	)
件数 把握していない 把握している(H17 件、H18 件、H19	件)
ケ) キ)ク)の機関以外へ連絡した事例はありますか (民間の活動も含む)	
ある ない ある場合の主な事例とその機関または団体 (	)
件数 平成 19 年度	
現状を踏まえて、救済及び連携に関する成果(効果) 課題について御記入ください。	
<成果>	
<課題>	
6 データ等の整理・公表・管理について	
ア)記録の管理はどのようにおこなっていますか。実施しているものに をつけてくださ	ر ۱ <sub>°</sub>
( )インターネットに繋がっていないパソコンで管理している	
( )パソコンで作成した記録は削除している。	
( )フロッピー等の電子媒体に記録し、鍵のかかるロッカーに保管している。	
( )紙ベースで記録を作成し、鍵のかかるロッカーで保管している	
( )コピーした場合は、すべて回収しシュレッダーにかけている	
( ) その他 (	)
現状を踏まえて、データ等の整理・公表・保管等に関する成果(効果) 課題について御	即記入く
ださい。	
<成果>	
<課題>	
7 その他	
(1) 民間の救済に関わる活動にどのような期待をしていますか。	
(2)事業を進めるうえでどのような機関があればよいと思いますか。	
(3)上記以外で子どもの相談・救済に関して取り組んでいること、または課題と感じて	こいるこ
とについて記入してください。	

### 「子どもの相談及び救済に関する事業調査報告」の発行・公表

( 詳細は「子どもの相談及び救済に関する事業調査報告」(2009(平成21)年3月川崎市)を参照のこと。)

子どもの相談及び救済に関する施策(事業)の評価および対話に関する実施要領に記載された事業について報告書を作成し、公表した。

# (2)子どもの権利委員会と行政、市民、子どもとの対話〔2009(平成21)年4月~6月〕 <対話の目的>

川崎市から提出された「子どもの相談及び救済に関する事業調査報告」の結果をもとに 行政、市民、子どもと対話を行うことにより、本市における子どもの相談・救済に関する 施策(事業)の実態・成果・課題を把握し、答申(検証結果の報告)を行うための基礎資料を作成する。

### 行政との対話

#### 1回目

日 時:平成21年5月21日(木)14:00~18:00

場 所:いさご会館第4・5会議室(川崎区宮本町3-3)

参加者:各所管課職員11名

委 員:6名

・ インターネット問題相談窓口(教育委員会共生・共育担当)

・ 教育相談、スクールカウンセラー(教育委員会総合教育センター)

・ スクールソーシャルワーカー(教育委員会区教育・調整担当)

・ 児童・青少年電話相談、児童虐待防止センター(中央・南部児童相談所)

・ こども相談窓口(七区役所こども支援室)

#### 2 回目

日 時:平成21年5月22日(金)17:30~19:00

場 所: すくらむ21会議室(高津区溝口2-20-1)

参加者:人権オンブズパーソン及び専門相談員ほか6名

委 員:7名

・ 人権オンブズパーソン(人権オンブズパーソン、専門調査員、担当職員)

# <対話の内容>

これまでの取組における成果を確認する。

今後の取組について建設的な話し合いをする。

・ 子どもが1人ででも安心してSOSを発することができるようにするための施策 のあり方を考える。

以上の3点を対話にあたっての共通視点として、行政の自己評価報告をもとに事前に 各事業毎に質問項目を整理して対話に臨んだ。日程の関係で長時間に及ぶ対話となった が、インターネット問題相談窓口事業、子ども相談窓口事業など新規事業の所管部署と の対話は非常に示唆に富む内容となった。

### 市民との対話

日 時:平成21年5月28日(木)18:00~20:00

場 所:新中原市民館第3・4会議室

参加者:相談・救済に関わる市民活動団体(5団体)

### 委 員:7名

### <対話の内容>

- ・ 活動の中から見えてくること (子どもの様子・子どもを取り巻くおとな・環境)
- ・ 活動を進めるうえで、子どもから相談を受けることはあるか
- ・ 子どもが安心して過ごすために必要なことは何か
- ・ 他の市民グループや行政との連携はあるか
- 広報はどのようにしているか
- ・ 活動を支える仕組みはどのようなものか
- ・ 川崎市の子どもの救済システムに望むもの

事前に市民団体の活動内容を想定して質問項目を整理した。対話当日は、各市民団体 の活動について説明を受け、その後対話を行った。

暴力防止プログラム、デートDV、電話相談員の養成等について報告があった。

### 子どもとの対話 (川崎市子ども会議)

日 時:平成21年6月7日(日)13:30~15:30

場 所:川崎市子ども夢パーク

参加者:川崎市子ども会議メンバー13名、サポーター3名、子ども会議事務局1名

委 員:5名

### <対話の内容>

子どもとの対話は、川崎市子ども会議の子どもたちと行った。5月17日に委員2名が子ども会議へ事前説明を行い、子どもたちとの関係性や子どもたちの心の準備を作ってから6月7日に対話をした。内容については、事前に質問項目を作成したが、当日の話し合いの方法に関しては、子どもたちの発意によって2つのグループに分かれて話し合いを行い、最後にそれぞれのグループで話し合った内容を発表しあうという形式が採用された。

- ・ 居場所としての子ども会議の楽しさや学校でのいじめ体験の話があった。
- ・ 相談できる人の話では、友だちが多く、学校の先生は信用できないという話もあった。
- ・ 相談については、相談することが他の人に知られたら「おしまい」という意見があり、一方でスクールカウンセラーなどに対して相談しにくいという意見があった。
- ・ 子どもの権利条例については、「おとながまず理解して、教えてほしい」という意 見があった。
- ・ 相談カードの話では、カードのデザインが決め手という話があり、子ども会議で も相談カードのデザインを書いてみたいという意見もあった。

### 障がいのある子どもの現状について

日 時:平成21年4月16日(木)17:40分~20:20

場 所:明治安田生命ビル2階第1会議室

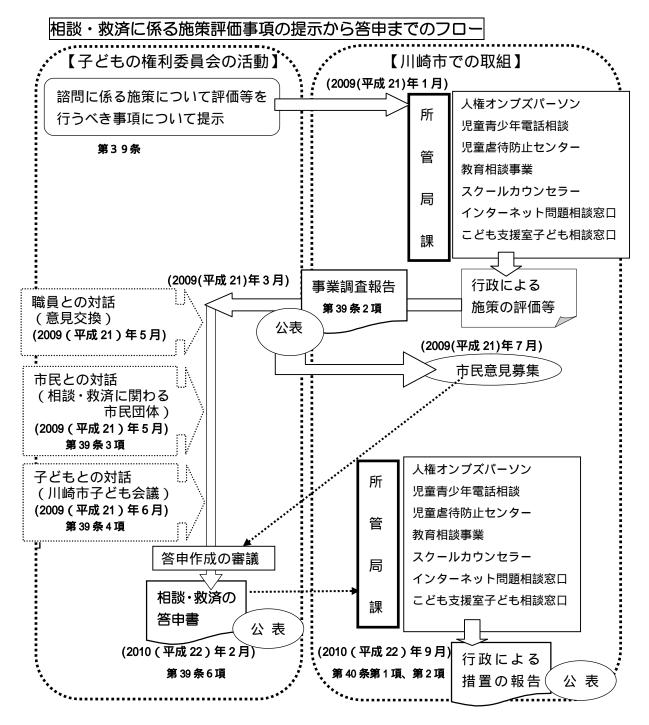
参加者: N P O 法人

委 員:7名

## <説明と意見交換>

障がいのある子どもの現状について、障がいのある子どもをサポートしているNPO法人から説明を受けた。

- ・ SOSが出し難い、出しても周りがSOSを受け取り難い子ども
- ・ 子どもが困っていたら地域でのキーマンが必要(家族はキーマンになり難い)
- ・ キーマンを中心とした地域連携が医療ネグレクトを解消した事例の紹介
- ・ 徹底した子どもの側に立った対応が重要ということを指摘
- ・ 子どもたちのSOSを受け止められる社会を創るためには、人材を増やす努力が 必要
- ・ 障がいにかかわる弁護士や各種スタッフ、地域でのセーフティネットが必要
- \* 意見交換では、連携支援のためのキーマンは誰が良いか、地域ネットワークのことなどの話し合いを持った。



4 川崎市における子どもの相談及び救済について(答申)[2010(平成 22)年2月] 詳細は「川崎市における子どもの相談及び救済について(答申)」(2010(平成 22)年2月) 川崎市子どもの権利委員会)を参照のこと。

第3期川崎市子どもの権利委員会は発足に際し、2007(平成19)年10月に市長から 『川崎市における子どもの相談及び救済について』の諮問を受け、子どもの権利に関する条 例第38条に基づき、約2年間の調査、審議を重ね、その結果をまとめたものを、答申書と して正副委員長より市長へ提出した。

### 「川崎市における子どもの相談及び救済について」(答申概要)

1 答申に至る経過

平成19(2007)年10月 第3期川崎市子どもの権利委員会発足、諮問

11~12月 基礎調査

平成20(2008)年 1~ 2月 実態・意識調査調査票の作成

3~9月 川崎市子どもの権利に関する実態・意識調査、分析報告

10~翌3月 子どもの相談・救済に関する事業調査票の作成配布、回答

平成21(2009)年 5~ 6月 職員・市民・子どもとの対話

7~12月 答申書の作成

#### 2 答申の概要

### (1) 答申書の構成

川崎市の子どもの相談及び救済について、第1章で総論、第2章で事業の現状・成果の分析、課題の抽出を行い、それに基づき提言を明記している。また、第3章に資料を記載した。

### (2)内容について

#### 第1章

答申に至る経過

川崎市における子どもの相談及び救済をめぐる現状

川崎市子どもの権利委員会による検証システムと視点

相談及び救済の取り組みの進展に向けて

特に第1章では、多様な文化的背景を持った子ども、障がい児、乳幼児などSOSを出しにくい子どもたちにもSOSを出せる仕組作りを、また、関係各機関、家庭、育ち・学ぶ施設、市民・NPO間の効果的な連携を、そして子どもの最善の利益のためにも条例の総合的な実施を提言した。

### 第2章

相談・救済に係る事業として、6つの事業を選定し、各事業ごとに「提言」、「現状と成果」、「課題」の3部構成で記述した。

1 人権オンブズパーソン

(市民オンブズマン事務局)

2 児童・青少年電話相談及び児童虐待防止センター(市民・こども局)

3 教育相談

(教育委員会事務局)

4 スクールカウンセラー

(教育委員会事務局)

5 インターネット問題相談窓口

(教育委員会事務局)

6 こども支援室こども相談窓口

(各区役所)

「現状と成果」において、その事業の説明、成果を記載し、「課題」において委員会で問題とする点など課題を記述、そしてその結果として冒頭の「提言」を記述している。特にこども支援室の「現状と成果」においては、独自色が強いため区ごとに記載した。第3章

第3章は資料編として、諮問書の写し、子どもの権利委員会の検証の流れの説明、答申に向けて調査した「実態・意識調査」、「事業調査報告」、それを基にした「行政、市民、子どもとの対話」の内容を記載し、最後に委員会の開催状況と委員名簿を載せた。

「第3期川崎市子どもの権利委員会からの「川崎市における子どもの相談及び救済について(答申)」の提言に対する措置」 [2010(平成22)年9月]

市長から2007(平成19)年10月、子どもの相談及び救済について諮問があり、20 10(平成22)年2月に答申を行った。

この答申に対して川崎市と川崎市教育委員会が、措置を講じ、又は講じようとしており、 これについて川崎市子どもの権利に関する条例第40条に基づき、公表した。

5 川崎市子どもの権利に関する行動計画について(権利委員会意見)

行動計画への意見については、第1章において行動計画への基本方針を述べた。

(1)第3次行動計画は、第2次行動計画を基本とする。

第2次行動計画が進行中であることをもって、十分に達成していない事業等を 強調、新規課題への対応を行う。

第2次行動計画の構成、具体的な取組の分類法を継承する。 具体的な取組の整理。

- (2)第3次行動計画は、過去の権利委員会の検証結果を踏まえて策定する。
- (3)第3次行動計画は、川崎市の子どもにかかわる計画の基本となる。

第3次行動計画の策定にあたっては、子どもも含めた市民協働で行うこと。また、子どもをめぐる<u>状況</u>は依然厳しく、国際的な基準を踏まえ、子どもの権利の推進が求められている。

第2章では、行動計画の理念と目標を掲げるが、理念、基本目標、施策の方向を第2次行動計画を継承している。変更点は基本目標3に「子どもの意見表明・参加」を追加した。

第3章での施策の方向の項目に関しては、変更点はないが、施策の方向1「子どもの相談および救済の充実」の推進施策1に人権オンブズパーソンの広報について、推進施策2についてはこども支援室の充実、推進施策3では施設や病院で生活している子どもの情報提供・相談の充実等を追加した。

施策の方向2「子どもの意見表明・参加の促進」では、子ども会議等での意見表明・参加の意義や楽しさが伝わるような広報を、保育促進会議・不登校の子どもの居場所における参加の充実、子どもの権利の視点から乳幼児の家庭での位置づけを保護者へ啓発すること等を追加している。

また施策の方向3「子どもの居場所づくりの推進」では子どもの居場所でのSOSの発信支援、乳幼児の居場所づくり等を追加した。

施策の方向「子どもの権利に関する意識の向上」では項目を整理し、より効果的に 施策の推進について整理した。

第4章の推進体制では、「3 子どもの実態の把握と共有」を追加し、各種調査により子どもの実態を把握し、その情報の共有と事業への反映を記述し、実態・意識調査報告などの調査が施策に活かせるように配慮した。

## 6 第3期川崎市子どもの権利委員会報告書の作成

第3期川崎市子どもの権利委員会活動の最後に、平成19年から3年間の任期中の権利委員会の活動を集約し、権利委員会の委員がその活動を自己評価することにより、行政と市民へ、特に第4期権利委員会の資料とするために報告書の作成を行った。